

第四十六回国会
衆議院

法務委員會議錄 第二十一号

昭和三十一年四月二日(木曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 銀治 良作君 理事 唐澤 俊樹君

理事 小金 義昭君 理事 小島 徹三君

理事 三田村 武夫君 理事 坂本 泰良君

理事 細迫 兼光君 理事 横山 利秋君

大竹 太郎君 河本 敏夫君

坂村 吉正君 四宮 久吉君

田村 良平君 千葉 三郎君

中垣 國男君 中川 一郎君

服部 安司君 古川 文吉君

井伊 誠一君 田中 織之進君

畑 和君 松井 誠君

竹谷 源太郎君 志賀 義雄君

出席政府委員

(警視廳) 監 日原 正雄君

(警察局長) 天竺 良吉君

(法務政務次官) 津田 實君

(検事総長) 竹内 壽平君

(刑務局長) 羽山 忠弘君

(検事) 寺田 治郎君

(判事) 長井 澄君

(最高裁判所事務総局長) 高橋 勝好君

(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

(最高裁判所事務局長) 高橋 勝好君

四月一日
執行吏手数料の増額に関する陳情書
(東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番
地日本執行吏連盟会長長田公磨)(第
四一四号)

暴力行為等処罰に関する法律等の一
部を改正する法律案の成立促進に関
する陳情書(広島市基町一番地中国
管区内公安委員会連絡協議会長白井
市郎)(第四五四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

暴力行為等処罰に関する法律等の一
部を改正する法律案(内閣提出第九
号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に
関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第一二二号)(參議院送付)

○濱野委員長 これより會議を開きま
す。

暴力行為等処罰に関する法律等の一
部を改正する法律案を議題といたしま
す。

前日に引き続き質疑を行ないます。

○銀治委員 この前請求した資料を
ちょうだいしましたので、これについ
て質問をしたいが、これはちょっと研
究しなければできませんので、この次
に譲って、こまかい点で条文について
お尋ねしたいと思います。

第一条ノ二の二項に未遂罪を認めら
れましたが、この未遂罪とはどうい
うところまでを見られるのか。それから
この項にだけ未遂罪を認められたので
ありますが、どうしてこれだけに未遂
罪を認めねばならなかったか、この点
をお伺いいたします。

○竹内(憲)政府委員 第一条ノ二は、
申すまでもなく犯罪はすべて故意犯で
ございまして、特にこの現行刑法
の二百四十四条、二百八条の關係は、御
承知のように、暴行、傷害の未遂の規
定を置きましたために、傷害の故意の
なかった場合二百八条でいく。逆に申
しますならば、二百八条の結果的加重
類型も二百四条の中に含まれるという
解釈になっておるのでございしますが、
第一条ノ二は非常に危険な銃砲刀剣類
を用いてする傷害でございまして、
これに故意のないこのような重傷
というものは考えられません。これは
故意犯だけであるという考えを明らか
にいたしました。したがって、その
未遂をも同じように罰するといふこ
とにいたしました。つまり合点がとれ
ないということになるわけではござい
ません。

第一条ノ二の既遂と未遂との区別で
ございしますが、これをまたすでに御承知
のとおり、犯罪の實行行為に着手して
結果の発生を見るに至らなかった、つ
まり、着手してその目的を遂げなかつ
た場合が未遂でございします。したが
って「銃砲又は刀剣類ヲ用ヒテ」とあ
りますので、この「用ヒテ」は、前にも

申しましたように、用法に従って使
うこととございします。刀剣類で申し
ますならば、みね打ちをくらすのでは
なくて、刀剣で切りつける、あるいは
突くということが本来の用法に従った
使い方でございます。そういうつもり
でやりましたでございますが、誤ってみ
ね打ちになってしまった。傷害の結果
は出ましたとしても、それはその本来
の用法に従って傷をつけたものではな
かったという場合のときは、着手し
て遂げなかったもの、こういうふう
に解せられるわけでありまして、もし未
遂のこの適用を置きますと、どうい
うことになるかといへば、暴行を加
えただけであるということになって、刑
法二百八条にいつてしまふ。これは非
常にアンバランスと言いますか、第一
条ノ二と二百八条という処罰では、非
常に刑の不均衡が生ずるのでござい
まして、二百八条にいかないにしても、
現行法の第一条第一項、つまり、凶器
を示して暴行した、こういうことにな
るわけではございまして、二百八条に
ない現行法の第一条の一項で処罰する
という結果を生じますので、これは第一
条ノ二の罪と比較しまして非常にアン
バランスである。そこで、本来のた
ては故意犯である。したがって、その
未遂をも罰することによって両者の刑
の均衡をはかる、かようにいたしました
わけではございします。

○銀治委員 そうすると、かりに銃砲
または刀剣をもって傷害しようと思っ
ていねいなるなり込みをかけたが、な
ぐり込みをかけただけで終わった場合
には、これはやはり未遂罪ですか、予
備罪ですか、どちらになりますか。こ
れはよくあることだと思ふのです。

○竹内(憲)政府委員 なぐり込みをか
けて、それから先切りつけるという行
為までいったのかどうか……。

○銀治委員 いや、いかな。

○竹内(憲)政府委員 いかなの場合に
おきましては、本条には触れないわけ
でございします。

○銀治委員 どうもそこが私ははつき
りしないのです。こういう場合、銃砲
あるいは刀剣をもってやろうという故
意はあった。ところが、やらぬでも目
的を達したから傷害には及ばない、な
ぐり込みでやったという場合に、どう
も予備罪はないし、未遂罪になるのか
ならぬのか、その点がわからないの
で、それで私は聞いたのです。

○竹内(憲)政府委員 暴力団の行為の
中にいま御指摘のような行為がある
わけではあります。これが従来野放しに
なっておりましたために取り締まり上
不便を生じておりましたので、先般の
刑法の一部改正によりまして凶器準備
集合、結集、この罪を設けることによ
りまして、そのような行為を処罰する
という道を開いておるわけではありま
す。それによつていまの場合には処罰さ
れるわけではございします。

○銀治委員 せっかくここに改正して
この条項を盛り込んだのですから、しか
も、いま言うように、暴力団としては

しばしば考えられる所である。そういうものである以上は、せっかくこの法律ができたのだから、この法律でまかなうようにするのがほんとうじゃないかと思うのです。これでまかなわれないけれども、改正刑法でまかなうという点ではもの足らぬように思いますが、その点はどうです。

○竹内(壽)政府委員 今度の改正刑法によりましてその点をまかなうというのじゃなくて、すでに現行法として凶器準備集合罪という罪をつくっておるわけでありまして。その法律によって処罰できるのでございまして、現に暴力団同士の出入りや申しますか、そういう凶器を持って押しかけていく、なぐり込みをかけるといったような事犯は、その凶器準備集合罪によりまして、現実にくさんの事例において処罰を見ておるわけでありまして。その点は現行法において十分まかなえる、かように考えておるわけでありまして。

○鑑治委員 そうすると、未遂罪という、やはり銃砲をぶつ放したが当たらなかった場合、刀は抜いたが切りつけなかった場合、そういう場合なんですね。そういう場合でなかったら未遂罪にならぬ、こう考えてよろしいですか。

○竹内(壽)政府委員 仰せのとおりでございます。

○鑑治委員 次に第一条ノ三でございしますが、これは常習としてこれらの罪を犯した者ということになって、これは一人でありませぬ。常習の暴力団というか、暴力をもってかようなことをやる常習者、こう考えていいと思うのですが、ところが暴力団というものは常習者の一団じゃないですか、私は

そう思う。常習者の一団。そうすると、一団でこの第一条ノ三の行為をなした場合には、これは第一条とはまた違うのですから、これこそ重く罰せられなければならないのじゃないかと思うのですが、この点に多衆というものは入っておらぬが、これでまかない得るかどうか、この点を疑問に考えておるわけですが。

〔濱野委員長退席、三田村委員長代理着席〕

○竹内(壽)政府委員 仰せのように、いわゆる暴力団の実態を見ますと、その集団の、特に構成員の幹部といわれておる人たちの前科、前歴を見ますと、まさしく暴力犯罪の前科者が多くいるということは事実でございまして。そういう意味から、非常に乱暴な言い方かもしれませんが、そういったような暴力前科者の集団であるというふうに申しても過言ではないと思うのでございまして、この法律では、そういう集団を対象としての刑罰規定ではなくして、やはり個人個人を対象とした法律規定になっております。それで常習というものは集団の属性ではなくて、やはり個々の人の行為者の属性、かように従来判例も学説もなっております。その判例、学説の考え方をやはり基調といたしまして、それに乗ってこの法律を立案いたしておりますので、本条の解釈におきましても個々の人を対象といたしまして、それが暴力団の構成員である場合が多いと思いますが、構成員でありましても、その構成員なるがゆえに常習性を認めるのじゃなくて、個々の人が現在犯した犯罪、過去の履歴等に照らしまして常習性、つまり繰り返して罪を犯すという

その習性のあらわれとしてこの罪を犯したんだということが認定できる場合には、第一条ノ三の規定によりまして常習者として処罰される、かようになっておりますのでございまして。

○鑑治委員 どうもそこがちょっと了解しにくいのですが、第一条は、やはりこれは多衆の力でのような罪を犯した者を特別に取り扱ったのです。これはおそろしく常習でない者なんですよ。そうしてみると、常習でない者の多衆でさえ危険だといふので、本条を設けて特別の取り扱いをせられて以上は、常習者が多衆の威力を用いて暴行脅迫をやるといふことは、なおさら一そう危険なことだ。そうしてみると、常習者が多衆の威力をもってやつた場合は、普通一人の常習者より重いのだ、またこれを取り締まらなくてはほんとうの取り締まりができぬ、こういうように私は考えるのです、この点は必要ありませんか。

○竹内(壽)政府委員 御質問の趣旨はよくわかるのでございまして、必要がないかといえ、必要はあらうかと思ふのであります。ただ、毎々申しますように、改正を最小限度にとどめたという立法上の考慮もございまして、かような立案形式になったのでございまして、御指摘のように第一条の第一項は、集団といふことを前提とした暴力行為を規定しておりますのでございまして、やはりやっております者は集団でやっておりますのではなくて、個々の人が集団を背景としてやっているといたうところに刑を加重すると言いますか、情状の重さを認めて規定をしている。しかし、中身はやはり個々の人を対象にしているのだからございまして。

それから第一条の二項、現行法の二項、今回一条ノ三に直した規定でございしますが、これは全く個々の行為者の属性という常習性というところに重きを置いて刑罰をきめておる。そこで一条一項のほうは今手を触れませんが、一条の二項に当たるところを拡充して傷害罪を加えたり、それから刑を加重した。こういう手当をして、構成員の人たちが常習的に暴力行為をやっておりますという、先ほど御指摘のとおり現実には適合するような法改正を最小限度の改正として試みた案でございまして。

○鑑治委員 第三条でございしますが、これはここに列挙された犯罪を「犯サシムル目的ヲ以テ金品其ノ他ノ財産上ノ利益若ハ職務ヲ供与」した者を第二に掲げております。これはいわゆる暴力団の親方をさしているのではないかと申すのですが、第一に聞きたいのは、普通の者がやれば教唆でございまして、教唆とこれとの違いはどういうところが違うのでしょうか。

○竹内(壽)政府委員 現行法の第三条は、仰せのように教唆犯でございまして、教唆犯の全部を含んでおるかどうかはこれは別として、この構成要件に該当する行為はすべて教唆犯だと思ふのでございまして。これを独立の犯罪としてこへ掲げてあるわけでございますから、この条文に該当する限りは、それ自体として教唆犯で罰せられるわけでございます。御承知のように教唆犯というのは、刑法の総則の考え方からいいますと、従犯でございしますので、本犯が成立することが前提になるわけでございます。本犯が成立しませんが、従犯は不成立になるわけ

であります。ところが、独立の教唆犯として処罰の規定が設けられておりますために、本犯に至らなくても、こういう目的をもってこのような補助的な教唆的な行為をいたしますれば、本犯とは関係なく処罰する。そういう意味で独立教唆を処罰しているという点に意味が出てくるわけでございます。

○鑑治委員 その点、もっと明瞭にしておきたいのですが、これは第一条の方法によるとあります。第一条の方法によるといふことは「多衆ノ威力ヲ示シ、」または「多衆ヲ仮装シテ威力ヲ示シ、」こういうことをやらしむる、こういうことになりまして。この点は、普通一般の教唆とは違ふのじゃないかと思ふわけですが、そういう意味で、普通一般の教唆を除外して本法によつていくのであるかと思ふが、もっと具体的にその教唆の違ふものを指摘しておいてもらいたいと思ふわけですが。

○竹内(壽)政府委員 お話のようにこの教唆犯を独立教唆にしておりますのは、一般の教唆の場合よりも条件がついておるわけですが、その意味ではしぼつてあると申してもよいと思ひますが、いまお話しした第一条の方法によつてやる教唆だけが条件としてしぼりがかかっておるわけでございます。そういう形の教唆をしようとして、罪を犯さる目的で金品その他の財産上の利益または職務の供与、申し込み、約束、それだけが教唆ではないと思ふのでございしますが、そういう手段においてしぼりがかかっており、やる行為の態様について金品、財産上の利益、職務の供与、その申し込みまたは約束というような行為を対象としておる。そういう行為をした者、また、その情を知つて

受けた者についてのみ独立の犯罪として処罰する。こういう規定の趣旨でございまして、この規定の本質は、先ほど申し上げましたように教唆犯の一つの類型でございまして、その教唆犯の中で、いまのような方法においてしほり、行為の対象において限定をして、これを独立の教唆犯、かように規定しておる趣旨だと思っております。

○鑑治委員 この法律は暴力団を主としてやるものだとことがわれわれは頭から離れぬからその点を明瞭にしておきたいのです。普通一般の人が——普通一般と言っておかしいが、そういう常習者でない者が、たまたま何かの目的があつて、若い者なら若い者をおだてて、多衆の威力を示すことさえやれば第一条の方法になるのですから、そういう方法でやった場合に、やっぱり多衆の威力を使ったというので本法でいくのか。それともやっぱりいゆる多衆にも多衆があつて、そこいらの学生や青年団のようなものをつかまえてやるのは違ふのじやなからうか。それから、ただ普通の人がひとつやつてくれといつてやるのと、これはいゆる暴力団の背後関係ですね、そういうものをさすのじやあるまいか、こう思うのですが、この点が、私の先入観が悪いのかもしれないが、そういう頭で見ると、これはちよつとわかりにくくなつてくる。その点、ひとつ明瞭にしておいてもらいたい。

○羽山説明員 お答えいたします。具体的な例を申し上げますと、たとえば数人に対して、おまえどこそこへ行つておどかしなさいといふふうに言つたといひます。そういういふしきたるときに、その教人が冗談言ふな、おれ

はそんなことはいやだといふふうに断つたといひますと、現行法の解釈におきましては、これは御承知のように教唆の未遂といふものでございまして処罰ができません。でございます。

それとこの場合におきましては、供与またはその申し込みでいひのでございまして、そういう第一項の方法によつて、ここに列挙いたしました特定の罪を犯すような教唆をいたしましたら、向こうが断つて、もうそれだけで処罰をしよう、そこに教唆を独立して処罰する、こういうのがこの条文の趣旨でございまして。

○鑑治委員 だんだんわかつてきました。が、そうすると、たまたまこういうことを若い者をおだててやる者を罰するのではなくて、いゆる暴力団として常習にかようなことをやる危険性のある者が対象になるのではあるまいか、これをまず伺つておきたい。

○竹内(壽)政府委員 それはおっしゃるとおり、暴力団の親分のような、常時そういうようなことをやっておる人たちがやりやうなことになる。普通の人が、いま羽山課長から御説明したような事例で、多数の者におどしをかけて、そのかわり金をやるというた式に指図をするといふことは普通はないわけ、そういうことをしよつちやうやうやっておる人はどういふ人かといふと、やはり暴力団の親分とか兄貴分とかいふような人たちがその対象になるであらうといふことが想像されるわけでございます。

○鑑治委員 普通の人がやつても、第一条の方法でやれば教唆にならぬでも罰せられるのですか、それとも相手は常習的の者であるとか、教唆した者が

常習的の者であるとか、そういう特殊のものを対象とするのであるか、この点もう一べん明瞭にしていただきたいと思ひます。

○竹内(壽)政府委員 それは法律のたてまえといひましては、教唆する人が常習者であるとか、あるいは教唆を受ける立場の人が常習者であるとかいふようなことは必要としないのでございまして。したがひまして、何びとでもこれに該当する行為があればこの条文で処罰されることになるわけでございますが、普通の人はそういうことはあまりやらぬだらうといふことを前提にして、これが暴力団を対象とした規定であるといふふうに私も理解をしております。法律のたてまえといひましては、もちろんだれでもいふこととございまして。

○鑑治委員 そうなると、どうも私らの足らぬようになるのですが、これはやはり暴力団の親分といわれる者がこのような行為をやつた場合にこれに当てはまるのだ、そのかわりにそういうものは重く罰するのだ、普通の教唆とは違つて重く罰するのだ、こうでなかつたら、私は本法のほんとうの目的が達せられないのではなからうかと思ひます。第一、ほんとうの暴力団の親分がこれをやつた場合と、いまの話のような場合とは違ふと思ひます。が、暴力団の親分がさあ行つていひまして、金品を用いて、おまえをひとつ第二の子分にしてやろう、この次から兄貴分にしてやろうといふことでやつたとすれば、一般のものより特段の処罰を、重く罰する必要があるのではないかと思ひますが、この点は分離して考えるべきものでないか。そうし

てまた、そういうものがやつたとすれば、六カ月以下の懲役または五千元以下の罰金のこときは経過はしないか。この点をひとつ明確にしてください。

○竹内(壽)政府委員 ごもつともなことでございまして、第三条に手を加えていまの御趣旨に沿うような条文が書けるかどうかといふような点は、実は検討もしたわけでございますが、これも前に申し上げたこととございまして、これも、暴力団といふものを法律上の概念としてとらえることが非常にむずかしいといふことが立案過程においても検討されまして、したがつて、条文としましては、暴力団であるがゆゑに重くするといふ形の立法がしにくいわけでございます。そこで暴力団がやりやうな行為を重くするといふ形をとつたわけでございます。そういうふうに見て一条ノ二、一条ノ三といふような規定を設けたのでございまして、そういう観点に立つて見ました場合に、第三條をそのまゝにしておいていいかどうかといふ点ももちろん検討いたしましたのでございまして、この際は、そういうしるで親分のやりやうな行為は、一応この第三條でいいじやないか、むしろ現実に暴力行為をする人をまず取り上げて対象とすべきではないかといふこと、これは立法政策上の最小限度のこと、これは立法政策上の最小限度のこと、立法にとどめたいといふ気持ちがありましたが、その辺を勘案いたしました結果、第三條につきましては手を触れないことにいたしました、これは現行法のまゝにしておこうといふことにして、改正の点をしほりまして一條だけにとどめた、こういうこととござい

○鑑治委員 たとえば第一條ノ三をここに持つてきまして、これは同じことだらうと思ひますが、常習としてこ

ういふ刑法第九十九條からこままでの罪を犯すおそれのある者、そういう者が罪を犯さしむる目的を持ってこれこれの利益をやるとか地位を与えるとか、こういうことについて一般のものと區別したとすれば、どういふ弊害が起ころうか。

○竹内(壽)政府委員 一つの御提案と言ひますか、御試案として、筋は、常習としてこ

四十年来暴力行為の典型的なものとしてあげておるわけですが、その中には財産犯や生命犯はないわけでごさいます。したがって暴行と傷害とは親類同士のようなものでございまして、傷害を今度入れたのでございまして、こういうものについての常習性というものは法律概念としても考えられるのでございしますが、いろいろな罪を人にけしかける習慣、そういう癖も確かにあると思つてございしますが、それを常習犯というように取り上げますことは、まだ日本の刑法令にはそういう前例もございせんし、外国の立法例を見ましても、そういう常習性を認めた立法例等もないようでありまして、また学説としても、先ほど申したように行為者の犯罪の習慣という観点からしますと、そういう犯罪ではなくて犯罪をけしかける習慣というようになつて、異例な概念をここに持つてくることになりまして、そうなるまいとしますと、かなり改正としましては根本的な問題でございまして、今回の改正ではそういう意味で触れないことにしたわけでございます。

○鑑治委員 これは改正にならないところだから、よいいなことを言うようだが、この問題については相当考えなければならぬ問題だと思ひます。いわゆる暴力団というものを考えますと、若い者をごろごろ遊ばせて、いざというときには暴行、脅迫をやらせるためにやつておる。これが一番危険なんじゃないか。そうしてみると、こういう者を何もやらないうちに、こういふわけにはいきませんが、若い者を置いておいて、さあいいいよ始まつたといふときに行つて押える、これは一般の

人が若い者をおだてるときとは違ふ。こういうときにはひとつ根こそぎにやらなければいけないと思ひます。こう考へてやるのが、本法を改正せられ一つの概念ではなからうかと思ひますから、なぜそれを入れられなかったのか、入れないでもいいのですか、こういうことをよく聞くわけでありまして、

○竹内(壽)政府委員 その親分の行為につきましては、前に改正法で認めていたたきまされた凶器準備結集罪、これは重い罪であります、この罪によつて親分、兄貴分といわれるような黒幕的存在は相当重い刑で処断できることになつております。今回の改正におきまして、常習者あるいは危険な凶器を用いての傷害を重く罰することによりまして、こういう人たちの下っぱの者がそういう犯罪を犯して、もし三条に規定しておるような、親分がそういうことをけしかけておるといふようなこととでございしますならば、三条の規定をまつまでもなく、親分との間にも共犯関係が成り立つわけでありまして、これは共犯としても処罰できるのであります。それからいまの準備結集罪、二項にある結集罪、これによつても親分を処分でき、そして相当重い刑に処するならば、あつて社会におきましては、親分が相当の間留守をしておるといふことになりまして、いつの間にか地図は変わつてしまふわけでありまして、そういうようなことがやはり親分を没落させることになるわけでありまして、そのものずばりといふふうなもの、それからいろいろな現行の刑法法令を駆使することによつてその目的を達するもの、その目的の達し方には

いろいろな方法があると思ひますけれども、現行刑法の体系をくずさないようにしながらその目的を達する方法といひまして、このような手段をとつたわけでありまして、もちろん、これで十分であるというのではございせんが、さうな立場からこの法律を見ていただきますと理解いただけるかと思ひます。

○鑑治委員 私はよく言うやうですが、この法律に対して反対の議論をせられる人は、これは名は暴力行為の取り締まり法ではあるけれども、これを他の労働運動等に悪用するのだといふようなことを言われる人もあります。これはいかに労働運動であらうとも、実際にこの法律に当はまる犯罪をやつたり、刑法に当はまる犯罪をやれば、取り締まるのは当然であります。ただ、そういう人々があるところにもつてきて、私らは、これは暴力団を主にするのだ、こういう考え方で臨みたいのです。そういうことであれば、これはいまいましいことではななくて、今後注意してもらいたいのです。が、いま言われた結集罪のごときのもも本法に入れて、そして刑法と両方に分けてやるというのではなくて、願わくはこの法律でまかなうようにせられたほうが、立法上その他刑事政策上よろしいのじゃないか、かように考えます。これはいまここで改正しなさいといふのではありませんが、そういう考え方は将来いいのじゃないかと思ひますが、あなたのほうでどう考えられますか。

○竹内(壽)政府委員 確かに御意見にことごとくおとすのでございします。ただ、この暴力行為等処罰に関する法律も、これは本来刑法の一部をなす性質のものでございまして、これは刑法全面改正の際には刑法の中に取り入れられるものでございします。そこでも、いまの凶器準備結集罪、結集罪等は、これも将来は刑法の中に入るだらうと思ひます。現に準備草案におきましては、同趣旨の規定を置いております。したがうして、準備草案から刑法の改正原案に成長していく過程におきまして、この暴力行為等処罰に関する法律の規定、それから結集罪の規定等が、それぞれの刑法の各条の地位を与へられて、体系的に整理されていくと思ひます。ございしますが、それまでのつなぎの立法でございします。今回は、暴力行為等処罰に関する法律そのものが暴力団を対象として生まれてきた法律であることが当時の立法資料等によつてもうかがえますので、その点を最小限度に手直ししてつないでいきたいという気持ちを持つておるわけでございます。いま、これが労働組合運動等の越軌行為にも適用されるおそれがあるという御心配がしばしば述べられておるのでございしますが、現行法の一一条一項につきましては、残念ながら若干の事例につきまして、その数は必ずしも多くございせんけれども、年間約三百数十名程度適用を見ておりますが、一一条の二項、つまり今回の改正の一一条三に当たります常習暴力者というふうな点につきましては、いまだ一件もそういう活動家に対して適用を見せた事例はございせんし、また今度新設された一一条二の危険な武器を用いての傷害というふうなことは、これは一般の人には考えられないこととでございまして、こういう点を考えま

しても、この強化の目的が暴力団対策にありますことは、条文自体から――暴力団といふことばを使つていなくても、内容自体から十分御理解がいただけることじゃないかというふうな考へておるわけでございます。

○鑑治委員 その趣旨はわかりますが、私は、もしそういうものなら、先ほどから言うやうに子分を養つてそういうことを常習にしておる者が、いまここに書いてあるようなことをやれば特に重く罰するといふことを本法に入れたらうと思ひます。これはいまの問題ではありせん。将来においてもそういうことを考へるべきだ。しかし、私の考えが間違つておるか、この点だけ、これは将来の参考になることですから、あなたから御返答願ひたい。

○竹内(壽)政府委員 ただいま鑑治委員のおっしゃつたことは、間違つていゝるどころではない、それは私、正しいものの方だと思ひます。したがうして、刑法の全面改正の際には、体系的地位等につきましては慎重に配慮いたしまして、その趣旨が生かされるやうに鋭意努力してまいりたいと思ひます。

○鑑治委員 この法律案をもらったのですが、これを見ますと、二条として、「裁判所法の一部を次のように改正する。」となつてゐるが、これは間違ひでしやう。

○竹内(壽)政府委員 それはそれでよろしいわけではございまして、これは法律の題名が暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律でございまして、暴力行為等処罰に関する法律の一部を改正する法律ではないのでござ

います。したがって、今回の題名の中に入り、改正は、一つには暴力行為等処罰に関する法律の一部改正でありますし、もう一つには裁判所法の一部改正、こういう二つの内容を含んだ法律でございます。この「法律等」という「等」の字がついておるところに御留意願いたいと思います。

○鑑治委員 そうすると、この法律の第二条ですね。

○竹内(憲)政府委員 そうでございます。

○鑑治委員 私、裁判所法を直すのだと思ったのですが、裁判所法第二条という意味だと思ふが、そうじゃないのです。そうすると、この法律でこれをきめて、裁判所法はそのままにしておくわけですね。

○竹内(憲)政府委員 この法律によりまして裁判所法の一部改正が行なわれるわけでございます。これは立法技術的なものでございまして、他の法律によって改正をしていくことがございばし行なわれるのでございまして、これもその例によるのでございまして、これらもその例によるのでございまして、

○鑑治委員 そこで、どういうわけで裁判所法にこの規定を設けて、本法の犯罪を単独の裁判でやるといふことですか。その立法理由をまずお聞きしたい。

○竹内(憲)政府委員 それは御承知のように、裁判所法第二十六条というのは、地方裁判所は原則として一人の裁判官がすべての事件を裁判するといふこととございまして、上訴事件とか、あるいは事件が複雑で重要な事件につきましても裁判官の合議体で取り扱うという趣旨の規定でございまして、そこで合議体で扱います制度は、

慎重に時間をかけてやらなければならぬ重大事件、こういうものを対象としておるのでございます。そこでその重大事件としては死刑、無期または短期の一年以上の法定刑を持つておるような罪は、従来重大事件として合議体の裁判の対象にしておるのでございまして、現行法におきまして、二十六条のカッコの中に入っておりますように、強盗罪のようなものは短期は五年でございまして、これは当然合議体にかかるべき筋合いの事件であるわけですね。これははずされておると、これは犯罪の性質、態様、手段といったものがおおむね単純でございまして、審判を促進させていっていい事案だといふことで強盗事件ははずしておるわけでございます。傷害事件につきましても、なるほど武器を用いての傷害でございまして、武器というものはございまして、武器というものは、と、あとは傷害でございまして、そう

なっておりますと、強盗罪と同じように、その罪の性質としましては単純なものであります。したがって、早く裁判を進めていくといったような意味から、原則に戻りまして、単独の裁判官でやらしていい。こういうことで、この一年の短期の法定刑を持つております武器を用いての傷害と、それから常習の傷害と認められる場合、この二つは本来は黙っておれば合議体の裁判にかかる筋合いでございまして、強盗などと同じように考えられて、これは単独の裁判官で裁判ができるというふうな道を開いておくほうが妥当であるという考えから、第二条でこの改正をした次第でございまして、

「重くしたら慎重にしなければならぬ」と呼ぶ者あり」

○鑑治委員 いま向こうでやじがりますように、重く罰せなければならぬ犯罪としてきめたのでありますから、これはやはり慎重にやるべきであらうという議論が立つと思ふのです。そこで、しかしこう書いてあつても、裁判所で特に合議体でやるべきものだと思つてやれば、やれる方法はあるでしょう。これはどういふときにやるのですか。

○竹内(憲)政府委員 それはいま申しましたように、二十六条の規定は、法律で認めてある合議体でやるべき裁判、こういうことで法定合議というふうに申しております。それに対して、裁判官が合議体でやったほうがいいと判断を下しまして、その結果合議体の裁判にかかる場合が法定合議と申しております。単独でやるのが原則でございまして、単独でやるべきものと、あつておるものを除いて、単独でやることとなつておりますものにつぎまして、一般的には単純だと考えられる犯罪でありまして、事案によりましては複雑であり慎重を要するといふ事例はないとは言えない。そういう場合には、裁判官の判断で、これは合議体で裁判をするといふことを決定いたしましたれば、事件は合議体の裁判所にかかるわけでございます。その道は十分開かれておりますから、原則論を申し上げますならば、この種の事件は単独裁判が妥当である。ただし事案によりましては裁判官の判断で合議体を相当とするといふときには、裁判官が法定合議事件として決定すれば、それで合議体にかかる、かようになるわけであり

ます。このことは従来の最高裁の判例にもあるわけでございますが、事件の取り扱いにつきまして機動性と弾力性を与えて、総体として妥当な効率をあげるようにこの種の規定は定められておるのだという趣旨に適合するといふふうに私も考えておる次第でございまして、

○鑑治委員 裁判所ではたいいてい願番で判事のほうに回しておられるようですが、この事件に当たった判事は、記録を読んでみるわけでもないから、それが合議体しようといふことを請求するのである。判事自身は初めからはわかりませんからやつておつてみて、起訴状を読んで聞かしてもらつたり、記録が出たりしてから、その判事自身がやるのですか。これはだれが合議体でやろうじやないかといふことを発案することになりますか。

○竹内(憲)政府委員 これは事件を一番よく知つておるのは検察官だと思ひます。それからまた弁護人も、検察官とは別に事件のあらましを知つておると思ふのでございまして。いろいろな事情から慎重に裁判をしてもらつたほうがいいといふような場合には、訴訟関係人からそういう申し出があるのが実情でございまして、そういう申し出が一方からありますれば、裁判官は他の一方の当事者にも意見を聞きまして、決定をするといふことになると思ふのでございまして、

○鑑治委員 申し出は検事がしてもよし、弁護人がしてもよし、また被告人がしてもよしといふことですが、当該裁判所がそれを用いて合議にしようといふことになれば、これは裁判所は合議にしようといふこととをだれ

に請求するのですか、どういふ方法でやりますか。

○羽山説明員 私、裁判所の経験がございませぬので、実務の詳しいことはよく存じませぬけれども、聞いてまいりましたところによると、単独の判事さんは何かどこかの合議部に属しておられるのであります。それで特定の判事さんが合議にしたほうがいいのじゃないかといふので、その属しておられる部でその決定をなされる。それから東京あたりでは別に裁定合議委員会とかいふものをおつくりになつておられまして、そこでおきめになるといふお話でございまして、

○鑑治委員 いずれにしても、できることが必要であらうと思ひますので、それはまたあとでなしますが、いま考えられるような疑問も出ますので、その点を明らかにしたいと思ひます。

そこで、この間私が要求いたしました出してもらつた資料であります、これは一つ一つ取り上げていっておるひまもありませんけれども、三十七年のからひとつやつていきましよう。これは一番先は傷害、その次は暴行、その次は脅迫、その次は強盗、こういうことですが、いわゆる労働運動と称するものでこれにはまつたものはどれほど入っておりますか。

○羽山説明員 この表につきまして簡単に御説明申し上げます。まず表題が「公安等関係事件及び労働争議行為に關連して発生した暴力事犯の受理及び起訴人員調」といふことになつております。この表題の「公安等」と申しますのは、上の欄に「公安等関係事件」といふ文句が使つてありますが、その部分の注釈が下に書いてございまして、

うに、労働争議に関連した事件を含むというふうに読んでいただきたのでございませう。したがって、ただいまの御指摘の昭和三十一年で受理した傷害が八万三千五百三十七となつておりますが、これは警察で検挙された人員ではございまして、検察庁で受理いたしました人員でございまして、そのうちで公安等関係事件の受理人員が四百六十三人でございまして、その上にカッコがしてございまして、三百六十五というのは労働争議等に関連して発生した事件の人員の数字でございまして、それはこの四百六十三の内数になつております。その次に比率がございまして、その次に起訴人員が出ております。すなわち全受理人員八万三千五百三十七人のうち、起訴になりまして者が五万三千四百四十人でございまして、もちろんこれは罰金、略式起訴を含んでおります。そのうち公安等関係事件、すなわちただいま申しました下の注釈に書いてある事件の起訴人員が百二十二名でございまして、労働争議に關係いたしましたのが、カッコ書きの九十三人でございまして、こういうふうに見ていただければ、あと全体がそういう形でつくつてあるわけでございます。

もしおわかりにならぬのならば、この次までにおわかりの人をひとつなしてくだされ。警察でおわかりになれば、警察でひとつ御答弁願ひたい。(下)書いてあるよ」と呼ぶ者あり。それはただ、どの争議というのじゃない。私のは、どういふ形で暴行をやつたのか、傷害をやつたのか、そういうことがわかれば聞きたいわけだ。

○日原政府委員 この次に、調べまして御報告申し上げます。

○鑑治委員 近ごろこういう公安事件で起訴されたもので、あなた方お取り扱ひになつておるもので、多くのものはどういふものがあるか。これは警察のほうでやつておられると思うが、これは三十七年といふことなので、もっと近いところで、現実にあなたの方の御承知になつておる事例があつたらあけていただきたい。

〔三田村委員長代理退席、委員長着席〕

○日原政府委員 公安の關係は所屬が違ひますので、この次御一緒に御報告いたしたいと思ひます。

○鑑治委員 私は、きょうはこの程度で終わります。

○濱野委員長 暴力行為等処罰に關する法律等の一部を改正する法律案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○濱野委員長 次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。松井誠君。

○松井(誠)委員 いま議題になりました下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案及び、

する法律の一部を改正する法律案及びそれに関連する事項について、二、三お尋ねをいたしたいと思ひます。

この法律案の内容についての詳しいことは、またあとでお伺ひをいたしたいけれども、最初に、その提案理由の説明にありますが、市町村の廢置分合などによつて当然必要とされる整理を行なつたといふのは、市町村の廢置分合で行政区画の変更がある、その管轄区域も当然変更がされるという趣旨であらうと思ひますけれども、念のため、最初にそれからお伺ひをいたしたいと思ひます。

○津田政府委員 下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の第三条によりますと、「裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があつたときは、裁判所の管轄区域も、またこれに伴つて変更される。但し、あらたに行政区画が設けられたとき、又は一の裁判所の管轄区域に屬するすべての地域が他の裁判所の管轄区域に屬する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。」こういう原則がございまして、市町村の廢置分合等によります結果、この第三条が適用されることになりまして、その廢置分合に伴ひまして管轄は自動的に変わるわけですが、しかしながら、その場合に、この下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律そのものは、そのままで変更はされませんので、それをこの三条によつて変更されたように別表を改めるというの、いわゆるこの機械的の整理、そういう意味の整理を行なつておるものが今回の題目でございまして、そのほかには、市町村の名前が変更になり

ますとか、あるいは町がそのまま市に昇格いたしますとかいうような場合は、何々町とあるのを何々市と改める、何々という名前を何々というふうに変更するといふような改正をいたす。これも全く形式的な整理にとどまる。今回は、提案理由の説明にございまして、御提案申し上げてある法律の成立によつて変へますところは、鹹沢簡易裁判所と富士吉田簡易裁判所における管轄の変更のみでございまして。

○松井(誠)委員 いまお説きになりました下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律、この法律の三条によつて、行政区画と裁判所の管轄区域との関連といふものがうたわれておるわけですから、私も、なぜかういふことになつたのかといふことをお伺ひをいたしたいわけだ。つまり、行政と司法といふものは元來別なわけでありまして、行政区画が變つたことによつて何か自動的に裁判所の管轄区域が變つなければならぬやうな、この昭和二十二年にできた法律の趣旨といふものは、一体元來どこにあつたのであらうか、この点はいかがでしようか。

○津田政府委員 本來行政区画そのものがどういふ理由によつて変更されるかといふことが問題なんでございまして、この行政区画そのものの變更されることは、今日におきましては、その行政区画内の住民の主として利便によつて行政区画が變更されるものといふふうな考へるわけでありまして、したがって、裁判所の管轄区域がその行政区画を基準といたしまして設けられております以上、その管

轄区域はやはり自動的に変わるものが相当地ではないか。そういたしませんと、行政区画がその地方住民の利便によりまして變更されましたも、裁判所のみが依然として違つた管轄を持つておるということになりますので、そういうことはなるべく避けるほうがいいという考へ方から、こういう趣旨になつておるものといふふうな理解しておるわけでございます。

○松井(誠)委員 私がこういうことをお尋ねするのは、実はこの中に、簡易裁判所といふ妙な名前の裁判所ができたときの簡裁といふものの性格があるのじゃないかといふことを考へるわけだ。聞きますと、この簡裁といふのは、元來警察署単位につくるといふやうな構想があつたやに聞いております。つまりそういう意味で、行政区画と裁判所の管轄区域とは、本來初めから一体のやうな考へ方があつたのじゃないか。この点、いまの御答弁にはございまして、ただそれだけでは、そういうことじゃなかつたのですか。

○津田政府委員 簡易裁判所が全國に五百七十庁現在設けられておりますが、当初はそれより若干少なかつたわけでございます。すなわち、当初と申しますのは裁判所法施行の當時でございまして、そのときの簡易裁判所の数の考へ方は、當時の警察署、つまり二つの警察に対しておよそ一つといふやうな標準で設けられたといふふうに承知しておるわけでございます。その理由は、當時といたしまして一番問題になりましたのは、刑事における令状の問題であります。令状の発付を受けるためには、少なくとも二警察に一つくらいは、令状の発付を受けられる簡易裁

○津田政府委員 その点につきましては、民事について管轄を広げたのは、やはり貨幣価値の点に関係があるといふふうには私も考へております。一方、地方裁判所は御承知のように事件の激増にあへてゐるわけでございまして、なるべく地方裁判所の負担を軽くしたいという考えも一面にはあるわけでございします。その両者によりまして管轄をある程度拡張したといふふうには考へております。

○松井(誠)委員 地方裁判所の負担を軽くしたい、あるいは最高裁判所の負担を軽くしたい、そこで簡裁というものの管轄をもつと広げる。これは単に貨幣価値の問題ではなしに、当初五千万円で出された訴訟物の価格が十万円に引き上げられたことによつて、おそらく全体の訴訟事件の中における簡裁の事件処理件数というものの比重もすつと上がったと思ふのですけれども、およその数字でけっこうですが、現在第一審の裁判所として地裁と簡裁とで民事についてどれくらい取り扱ひ件数の比率になっておりますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまお尋ねの点でございしますが、先ほど法務省のほうからもお答えがございましたように、先年訴訟物の価格を十万円に上げていただいたわけでありまして、これは出発当初は二千万円でございまして、その後五千万円に上がり、そして三千万円、次いで十万円にまた上げていただいたわけでありまして。この二十二年当時の二千万円と今日の十万円と申しますと、その点ではほぼ貨幣価値の変動に見合うものであると私も考へておるわけでございします。

そこで新受事件がどういふような比

率で地裁と簡裁にいつておるか、ただいま民事のほうのお尋ねと存じますので、民事の三十七年度の比例で申し上げますと、一審事件は簡易裁判所に六万六千五百件、地方裁判所に六万五千四百四十四件ということでございます。ほぼ半々、やや簡裁のほうが多いという比率になってゐるわけでございします。しかしながら、戦前の統計によりますと、これは詳しい件数はたゞいま手元を持っておりませんが、比率でまいりますと、戦前は地方裁判所が五五、区裁判所が四五という比率になつておつたわけでございします。その関係から申しますれば、現在の簡易裁判所は戦前の区裁判所よりは訴訟事件だけでもかなり狭くなつておるといふことが件数の上で申し上げられると思ひます。

なお、そのほかに御承知のように強制執行事件、競売事件というようなもの、戦前は区裁判所でありましたが、これが戦後は簡易裁判所ではなくて地方裁判所のほうにいつておりますので、そういう点でも現在の簡易裁判所は戦前の区裁判所並みになつておるといふふうには言えない実情であらうと考へるわけであります。

○松井(誠)委員 ただ、民事事件の約半数というものが簡易裁判所で管轄されるようになった。そうしますと、最初の考へのように、簡易裁判所の判事は必ずしも法律的な経歴の必要がないとまで考へられたような裁判官の資格というものも、その理由がなくなつてくるわけですね。つまり、地方裁判所の判事と同じような法律上の素養がなければ現実には民事の処理ができないといふことになる。ですからどうして

も、そういう面からいつても、最初の簡裁というのに對する構想とはそういうところから違つてきたのじやないですか。最初出されたときには二千万円の訴訟物の価格であつたといふのですか、その当時の統計はございせんか、件数はおよそ幾らくの比率になつておりますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 昭和二十二年の統計はちよつと手元にあつてませんが、発足後二年くらいになるわけでありまして、二十四年の統計でまいりますと、簡易裁判所の新受事件数は五千九百九十七件でございします。それに対して地方裁判所の新受事件数は四万一千八百六十六件であります。これはいわゆる訴訟事件だけでありまして、さういふ点から申しますと、すでに発足当時におきましては、相当多くのものが地方裁判所にいつており、簡易裁判所にいく件数はかなり少なかったといふふうに申し上げられると思ひます。

なお、少しづつ加えて申し上げさせていただきますので、先ほど来のお尋ねは主として訴訟事件のことと存じまして訴訟事件に関する統計を申し上げたわけでありまして、簡易裁判所で實際扱つております事件の総数、これは三十八年の統計であります。これが七十七万六千三百四十四件でございしますが、民事事件で申し上げますと、総数が七十七万六千三百四十四件でございしますが、そのうち最も多数を占めますのが、いわゆる過料事件の二十九万七千件、それから督促事件すなわち支払い命令を出します事件が十四万七千件、雑事件が十二万二千件、調停事件が四万五千件等でありまして、訴訟事件が六万一千件というので、全体の二割以下になるわけでありまして。調停とか支

払い命令というものが民事のほうで非常に大きなウェートを占めておる。それから刑事のほうにおきましては五百十五万件の事件がございまして、その中でいわゆる略式事件が三百四十万件、それから交通即決事件が二十五万件というふうなことでございします。訴訟事件は五百十五万件の中で五万七千件にすぎない。すなわち一割強でございします。こういうことでございしますので、事件全体から見ますと、簡易裁判所においては調停とかあるいは支払い命令とか、あるいは略式とかいふものがおもになつておる。いづれにしても、刑事のほうではさういふ略式のよ

うなものが大部分を占める。民事のほうでは督促、支払い命令とか調停といふものがかなりのウェートを占めておる。こういうことでございしますので、訴訟事件だけを見ますと、確かに終戦直後よりはかなり簡易裁判所のウェートは重くなつてまいつておりますが、全体的にはまだそこまですることはないのでないかと私も考へておるわけでございします。

○松井(誠)委員 私は簡易裁判所の性格というのについてお尋ねをしたいと思いますので、したがつて、簡易裁判所の仕事の量がふえたかどうかというところは問題でなくて、地方裁判所と同じような法律上の素養を要する民事の訴訟事件というもののうち、簡易裁判所がどういふ地位を占めておるかというところが一番大事だと思つて、それを中心にお尋ねをしたわけですね。さつきのお話のように、民衆に親しみやすい裁判所ということならば、逆にいま家庭裁判所の管轄になつておる家事調停などを民事調停一般と同じよう

に簡裁に回すわけにいかないのか。これは家庭裁判所の審判なんかとの関係があるのですけれども、しかし、やつてやれないことはないし、簡裁というものが設立されたときの構想からいへば、元來それがほんとうではないかという気もするのですけれども、この点はどうでしょう。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは制度の問題でもございしますが、同時に最高裁判所の一つの司法行政のやり方の問題にも関連いたしますので便宜私のほうからお答えさせていただきますと思ひます。

確かにお話しのとおりでございまして、家庭裁判所というものは最も民衆と身近な関係にあるものでございします。これをなるべく一般の方々の手近に置いて、すぐかけ込んでいただくようにしなければならぬといふことは、私もよく考へておるところでございます。家庭裁判所そのものは法律で定められておるわけでございますが、それに基きまして支部を置くことができるということになつております。その支部は最高裁判所の規則で置くことができるということになつておりますので、その支部を置いておられますし、さらに出張所を置くことも認められております。大体今日の實際の運用といたしましては、簡易裁判所の所在地の相当多数のところには家庭裁判所の出張所というものを置きまして、これは家庭裁判所の事件のすべてを扱つておるわけではございせんが、なるべく一般の方々の身近な事件はその出張所で扱うようにいたしております。その出張所の数もある程度逐次増加して、こちらの人員の充足

の関係とにらみ合ひまして補充いたしておるといのが現状でございます。

○松井(誠)委員 その出張所というのは簡易裁判所を含めてですけれども、簡裁の約何割くらいのところは配置されておりますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 家庭裁判所の出張所は現在七十八でございます。それから、簡易裁判所は総数五百七十といふと、そのあれてでございますが、簡易裁判所と申しまして、それは家庭裁判所所在地にある簡易裁判所もありまして、そこは当然ダブっておるわけで、独立簡裁のうち出張所のあるわけは七十八ということになるわけでございます。独立簡裁は二百七十ばかりでございますから、その中で約三割くらいになりますけれども、七十八ということになるわけでございます。

○松井(誠)委員 それからこの簡裁の性格の一つとして司法委員という独特の制度があるわけですが、これが現実にはどのように運用されておるのか。つまり司法委員が参加する事件というのは、全体の事件の中でどれくらいあるのか。これは選任はされておるけれども、これは具体的にどの程度活用されておるのか。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまお尋ねの点でございますが、まず司法委員の選任につきましては、司法委員規則というものがございまして、それに基きまして慎重に選任をいたしておるわけでございます。そうしてその数は全国で五千七百八名ということになっております。それから実際に司法委員が関与して処理いたしております

事件は、やや統計が古くて恐縮でございますが、昭和三十六年度におきまして、簡易裁判所の民事の第一審事件七万四千六百六十三件のうち、千八百三十二件が司法委員関与ということになっております。したがって、その関与の率は、訴訟事件に關します限りはあまり多くないということになるわけでございます。

○松井(誠)委員 この制度ができた当初は、一体いまいかなる姿を予想しておったのか、あるいはそうじゃなしに、もっと司法委員というものの活躍の範囲を大きく考えられておったのか。それがいまのようなことになったのは、一体どういう理由でそういうことになったのか。これは最高裁、法務省あたりの指導とはどういう関係になるのか、その辺ひとつまとめてお答えいただきたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 まず私のほうの考えを申し上げたいと存じますが、確かにいまお尋ねの点につきましては、おそらく当初は司法委員の活躍する面がもっと大きいというふうな考え、相当大きな期待を持たれておったのではないかと申すわけでございませう。正確なる内容はまだ申し上げる資料をいま手元に持っておりませんが、この裁判所法が制定されます当時の東大教授でおられた兼子先生などが、この訴訟手続の試案というふうなものを立てたことによって、いろいろ資料をお出しになったものを拝見いたしますと、現在の民事訴訟法よりはるかに簡単な手続を予想しておられて、そういうものが考えられたようでございます。しかしながら、実際に法律になりました形

は、確かに民事訴訟法の中に簡易裁判所の訴訟手続に關する特則というふうなことで、たとえば証人の尋問ということ、調書をつくらずに、尋問にかえて書面の提出でやってもいいとか、あるいは調書を簡略化できるとか、あるいは呼び出しを簡易にできるとか、いろいろの若干ございまして、また判決につきましても、いろいろの簡易化の手続が判決書につきましても規定されてはおりますけれども、しかしながら、またその訴訟手続は、やはり普通の地方裁判所の訴訟と同じような、いわゆる統制形態をとっておるという関係もございまして、これが地方裁判所で新規まき直しに覆審と言ひますか、やり直すというところでございまして、自然調書を書かず、あるいは判決を簡単に書いても、控訴審はまた初めからやり直すことになるかと思ひますが、現在の訴訟法では、一審と同じように控訴でいけば、統制というところで簡易裁判所の統制をやめる。そうなりますと、地方裁判所の側といたしまして、調書を何もとつていないということだとよくわからない、あるいは判決が非常に簡単だと地方裁判所ではよくわからない、こういうことにもなりまして、おそらくそういうこともかなり関係いたしておると思ひます。なおまた、これは国民の側と申しますか、あるいは弁護士さんなんかも含めまして、日本ではやはり正確に事由の書いたものを適時要求されるという面もあると思ひますが、そういうことがいろいろ関連いたしまして、そう簡単な手続で簡単に言い渡すということが比較的世界でも受け入れられにくかった。私どものほうとしては、むしろこれは簡単に

やるということはかなり指導はいたしたわけでございますが、しかし、これはまたその辺のいろいろの支障と申しますか、当事者のほうの側との関係もございまして、ある程度手続が地方裁判所化せざるを得なくなったということ、これは、確かに事実であると思ひます。したがって、そういう面を根本的にどうするかというふうな点は、非常に問題であるかと思ひます。手続をもっと簡単にすることを立法問題として考えるかどうか、あるいは区裁判所化することがいいかということ、それは確かに研究問題でございます。その点では、お話しのとおり、当初とや運用が違つていふということとは否定できない現状だろうと思ひます。

○松井(誠)委員 私は簡易裁判所の特別の訴訟手続のことをお尋ねしたのではなくて、司法委員というものが、さっきのお話ではほとんど活用されてない。それはどういふところに原因があるだろうかということですが。

○寺田最高裁判所長官代理者 結局、そういうふうな手続が地方裁判所化しましたところが、司法委員の活躍の余地の比較的小さなところ、司法委員の余因ではないかという考えから申し上げたつもりでございます。

それからなお、司法委員が訴訟事件に關与いたします限度では、先ほど申し上げておるとおりでございますが、調停事件のほうではこれはかなり活躍いたしております。七千二百五十件というふうな数字が出ておりますので、そのうちの面ではかなり活躍する面があるわけでございます。

○松井(誠)委員 簡裁の手続、調書や

なんかの面を簡略化すること、これは、それ自体いろいろの問題があると思ひます。その問題がなぜ起きてくるかという一番大きな原因は、むしろ十萬円まで引き上げて、元來簡略化し得ないような訴訟事件を簡裁に扱つておきながら、手続だけは簡略にしろというところからくる矛盾じゃないかと思ひます。だから最初十萬円に引き上げたときに、簡易裁判所がそういう民事訴訟として第一審だという考え方に徹するか、そしてそれに相当した人員の配置をするか、あるいは昔の区裁というふうな考え方、いまのよう中途半かにしなければ、いまのよう中途はんばな、仕事をたくさんしよわしておきながら、手続だけは簡略にしろ、そういう矛盾が出てくるのではないかと。そこで司法委員がやはりそういうふうにはとんど、少なくとも訴訟事件について動いておる余地がないというのは、司法委員というものが入るにはあまりにむづかしい訴訟事件が簡易裁判所に多いのだということの証拠にもなるんじゃないか。いまの御答弁では、何か手続を簡略化することについては非常に奨励しておるといふお話でございましてけれども、司法委員そのものをなるべく使えといふようなことについての御指導というものはされておるわけですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまのお尋ねの前後の点について、まず少し申し上げさせていただきます。改定の際に、政府のほうから出していた原案では、訴訟物の価額を二十萬円で引き上げるといふ案であつたように承知いたしております。

ます。これは確かにいまおっしゃいましたように、簡易裁判所の性格をえらぶという事で、そのかわりに裁判所の法の附則で事務移転という規定を置いていたに過ぎず、そうしてつづり、本庁の所在地あるいは支部の所在地、少なくとも支部の所在地に民事訴訟の事件を集めまして、簡易裁判所はそれ以外の調停に専念する、こういう考え方で提案されたように記憶いたしておきます。ところが、それがいろいろの経緯を經まして、結局、国会で十万円という事に修正されたわけでござい

ますが、十万円でございますと、私どもの理解では、貨幣価値の変動の程度のものというふうに理解したわけで、大体そういうことになったわけでございします。これが当時二十万円になっておりますれば、明らかに性格が変わるということであつたわけであります。が、その点で十万円でございますので、性格が変わるとまではいかないのではないかというふうに考えておるのでございしますし、むしろ、現在としては、貨幣価値の変動だけからいって、もう少し高い評価にしていた方がいいのではないかと考えておるようなわけでございします。

それから司法委員の活用についてどうしておるかというお尋ねの点でございますが、この点は、むしろわれわれとしては、こういう大ぜいの方に司法委員になつていただいておりますのでございしますし、そうしてまたお忙しいところを相当な選考をしてなつていただいておりますのでございしますから、これはもう機会あるごとに、会合のたびごとに司法委員を活用していただくように、またどういう活用状況になつてお

るかという事の打ち合わせ会もしばしばやつてはおりますのでございします。ところが、一方では調停委員は、これはほとんど兼ねておられる方も実際に相当数おいでになるわけでございします。が、その調停委員のほうは非常に活用されておるのに、司法委員のほうはそれほど活用されておらない、これはやはりそういう手続のところからくるのではないだろうか。もし、そういう委員の方を裁判所が無視するというような気持ちであれば、調停委員を活用しないかと思つてのようですが、調停委員のほうは非常に世話になつておるのであります。司法委員の方にそれほど活躍していただく余地が現在のところ少ないのは、やはり手続に關係があるのではないかとでも考えるよりほかはないというふうに考えておるのであります。

○松井(誠)委員 最後に、簡裁の性格に關係をします。簡裁の性格の判事の資格の問題についてお尋ねをしたのであります。裁判所法の四十四条に任命資格があつて、四十五条に、そういう任命資格に該當しなくても、簡裁判事に任命できるという規定があるわけですが、これも簡裁の最初考へられた一つの特色であつたのだと思ひますが、この規定によつて任命をされておる判事というのは、現在の判事の中でおよそどれくらいの割合を占めておりますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまお尋ねの点は、昨年の暮れの統計によりますと、簡易裁判所の判事の定員が七百十名でございまして、約三十名近い欠員がございまして、現在員が六百八十三名ということになつておりま

す。そのうち、いま御指摘のございしたいいわゆる特別選考による簡易裁判所判事が三百八十一名ということでは、大体五五%というような割合になつております。

○松井(誠)委員 その特別な任用というの、やはり裁判所に勤務をしておつたという経験のある人、裁判所の書記官をやつておつた、そういう人が大体大部分ですか。その経歴というの、やはりそれが大部分ですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは行政官や外交官からおいでになつた方もございしますし、また学校教員からおいでになつた方もございしますが、教員から来た者が一番多いわけでございします。

○松井(誠)委員 いろいろお伺いをしておりますと、簡易裁判所というものができたときの考え方と、現実の運用というものはずいぶん変わつてきて、地方裁判所と並ぶ普通の下級裁判所のようになりつゝあるわけですが、これは最初に戻りますけれども、最初に御答へがあつたように、現実に簡裁の判事にその人が得られないというそれだけのことなんです。あるいはやはりこういう考え方が日本の風土に合はないというものと根本的な原因があるからなのか、その辺のことをもう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思ひます。

○津田政府委員 その点はいろいろ考へ方があろうかと思ひます。現実には適任者の充員が困難であるというところは大きな理由でございしますが、最初に考へられたような形の簡易裁判所というものが、日本の風土に適するかど

うか。適するにもかかわらず、その充員難の問題からできないのであるというふうに現在断定し得るかどうかという点につきましては、私もまだその自信がないわけでございします。当初の動機と申しますか、趣旨としてはそういう理想的なものを考へておつたわけでございますけれども、今日の問題としては、次第に権利思想と申しますか、そういうものも盛んになつてまゐつたわけでございしますし、単に名望家というものが裁判を行なうというのとだけでは、たして一般の方々の満足を得られるものかどうかという点につきましては、私も必ずしもそのとおりであるというふうにはちよつと言ひ切れないうふうな思ひます。

しかしながら、これは見方によりましていろいろ御意見のあるところだと思ひますので、私もどうしても最終的にそうであるというふうに断定いたしておるわけではございしません。しかしながら、簡易裁判所の将来の問題といひましては、やはりもう少しいまの民事訴訟の問題、あるいは刑事訴訟につきましても同様でございしますが、やはり法律的な素養をもう少し高める必要があるというふうなことも考へられないうわけではございしません。現に臨時司法制度調査会なんかでも、全簡易裁判所判事を有資格者にすべしというような御意見も相当出ているわけでございします。で、そういうような御意見もやはり一つの御意見としてごもつともあるというふうに考へられますが、これは将来法曹の数をどれだけ拡大するかという問題にもからむわけであります。直ちに全員を有資格者をもつて充てるといふことは實際問題としては

不可能であります。その御意見の存するところは、やはりそういうような特任の資格者の裁判というものが、わが国の風土に合わないのじやないかというふうな考へが根拠になつておるかというふうに考へられます。司法制度に關する立案當局の法務省といひましては、ただいまのところは、いづれであるというふうなちよつと結論がついていないような状況でございします。臨時司法制度調査会における御議論等も十分参酌いたしまして、今後検討してまいりたいというふうに考へておるわけであります。

○松井(誠)委員 これでやめますけれども、いまの話のように、民衆が手軽に利用できるというふうな要求と、それから権利の主張、権利の確保というものが必要だという、そういう要求と、これはある面では確かに二律背反のところがあると思ひます。しかし、そのどちらともが大事である限り、これからあと、簡易裁判所の性格は裁判制度全体に關する問題でありますけれども、それだけに、やはりいまの臨時司法制度調査会の中で、つまり國民の立場からそういう両方の要求が満たされるように結論を出していただくようにお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○濱野委員長 本日の議事はこの程度といたします。次回明三日前午十時より開會することとしたし、これにて散會いたします。午後零時四十四分散會